

幼児教育段階・高等学校段階における障害のある子供の学びの場の在り方 に関する議論の整理（案）

（１）幼児教育段階における障害のある幼児等の学びの場の在り方

【現状】

- 幼稚園において、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児数は増加傾向にあるとともに、早期発見・早期支援のニーズも指摘されている。
 ※個別の指導計画の作成が必要であると判断している幼児数：41,140人（H27）→43,929人（H29）
 個別の教育支援計画の作成が必要であると判断している幼児数：30,231人（H27）→35,524人（H29）
- また、幼児教育において特別な配慮が必要な幼児に関わる教職員の専門性の向上に関しては、この分野に関する園内外の研修機会等が必ずしも十分ではない側面があるとの指摘もある。
 ※特別支援教育に関する校内研修を実施している幼稚園は63.6%（小学校90.9%）、
 外部研修に教職員が参加している幼稚園は72.0%（小学校90.9%）。
- 幼稚園においても特別支援教育に係る体制整備が進められているが、小学校に比べ、園内体制の整備状況は低い状況にある。
 ※例えば特別支援教育コーディネーターを指名している幼稚園は61.9%（小学校99.2%）（H30）
- 一方、早期からの教育相談や5歳児健診（年中児）などの取組により、特に発達障害の可能性のある幼児、知的障害の可能性のある幼児などを徐々に市区町村教委が把握できるようになってきたことや、発達障害の理解が少しずつ進み、幼稚園や保育所の教員等が把握して教育委員会に繋げるようになってきたことから、小学校移行時の就学に当たっての調査・審議対象となる就学予定者は増加している。このような状況からも、幼児教育段階から教育・福祉・家庭が連携して幼児の育ちを支え、その成果や支援の内容をICTを活用するなどして有機的に情報共有し、小学校への移行につなげていくことの重要性は益々増している。
 ※小学校・特別支援学校就学予定者（新第1学年）として市町村教育委員会等の調査・審議対象となった人数：
 24,750人（H16）→57,444人（H30）
- 一部の自治体においては、幼児教育の観点から、個々の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法を工夫し、特別支援教育の一層の充実に取り組んでいる自治体があるほか、「トライアングルプロジェクト」などを踏まえ、各地域において福祉部局や療育機関などとの連携が進められているが、特別な配慮が必要な幼児に係る取組や福祉部局との連携等の状況について、地域によって差異がある。
 ※教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の場を設けている市町村は53.2%。
 学校の教職員等に対して障害のある子供に係る福祉制度について周知する機会を設けている市町村は41.2%。
 （H30）

【会議で出された意見等】

● 幼児教育段階における早期発見・早期支援について

- 早期発見・早期支援が重要であるが、幼児期は、個々の発達の状況なのか発達障害など障害によるものなのかの判断が難しい場合もある。
- また、特別支援学校におけるセンター的機能の取組の実際からも、就学前の子供や保護者からの相談が多く、子供との接し方や障害の状態等の把握などに関する相談・支援のニーズが高いことがうかがえる。
- 外部の専門家の助言を得たり、乳幼児を対象としたアセスメントツールを活用したりするなどの取組を健診や相談で計画的に取り入れ、早期に発見し、支援につなげていくことが重要である。

(参考)

○ H27 特別支援学校のセンター的機能調査

- ・ 子供及び保護者からの相談件数（延べ）
国公立合計 134,837 件
(内訳) 乳児(0～2歳) → 34,882 件(25.9%)
幼児(3～5歳) → 35,718 件(26.5%)
→ 就学前の相談が、全体の半数を占める。
- ・ 子供及び保護者からの相談内容(公立)の上位3つ
就学や転学等に係る相談・助言 80.5%
子供との接し方に係る相談・助言 75.6%
障害の状況等に係る実態把握・評価等 70.4%

● 幼児教育における特別支援教育に関する教職員の専門性の向上について

(研修機会等の充実)

- 特別な配慮を必要とする幼児が増加傾向にあり、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の他、発達障害について理解する視点等も教師側に求められる中で、教職員の専門性の向上が重要な課題となっていることから、各地域において幼児期の発達の特性のみならず、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた適切な幼児への対応に関する研修の機会等が確保できるよう、各地域において質の高い研修を推進するための支援を行うことが必要ではないか。
また、幼稚園の教諭の教職課程においても、幼児期の発達の特性のみならず障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた幼児への対応に関する学びをより一層進めていく必要があるのではないか。
- また、特別支援学校幼稚部に在籍する幼児については、障害の重度化、重複化、多様化により多様な実態であることから、教職員の専門性の向上が不可欠である。

● 幼児教育における特別支援教育の体制整備や小学校への円滑な接続について

(園内体制や外部専門家等の充実)

- 幼稚園は小学校と比較して園の規模が小さく、特別支援教育の体制の整備が困難であることが多い中、幼児教育における特別支援教育に恒常的にかかわるスタッフは、教諭のほかは、特別支援教育支援員程度に限られ、他の校種に比べると手薄である。また、特別支援教育支

援員の特別支援教育についての知識や経験にばらつきがあると指摘されていることから、園内体制の質的充実と併せて、巡回相談などの外部専門家による相談・支援の質的・量的な充実をより一層図ることが必要ではないか。なお、医療的ケアを必要とする幼児に対しては、看護師の配置が求められる。

(小学校への円滑な接続)

- 小学校への就学に当たって、保護との連携を基盤に個別の教育支援計画などの幼稚園と小学校の一層の情報の共有の促進が必要である。その際、必要な情報を一元化して引き継ぐなど、ICTを活用して、有機的に情報共有を進めることが極めて重要である。また、就学時健康診断マニュアルが改訂されたことを踏まえ、自治体で就学時健康診断を実施する際に、実態把握や注意すべき疾病や病気の中に発達障害に関する項目を盛り込むことも求められている。さらに、就学支援シートの作成及び小学校への送付を条例等で定めている自治体もある。このように、個人情報の保護に留意しつつ、保護者との共通理解を図りながら、自治体や教育委員会のリーダーシップのもと、幼稚園等と小学校が連携することが重要である。
- また、特別支援学校の幼稚部を終了した幼児が地域の小学校に就学したり、地域の幼稚園から特別支援学校小学部に入学したりする場合もある。

● 取組の地域間格差の解消や教育・福祉・家庭の連携の促進について

(幼児教育の観点からの関係機関等の連携による特別支援教育の充実)

- 幼児教育の観点から、幼稚園と教育センターや特別支援学校のセンター的機能、療育施設が連携して、障害による生活上の困難を改善するための支援が行われている例がある（神戸市や松江市など）が、こうした先進自治体の取組から他の自治体が学ぶことができるよう、好事例の普及等を行うべきではないか。

(教育・福祉・家庭の連携の促進)

- 特別な配慮が必要な幼児に対して円滑に必要な支援を行う上で、幼児教育や特別支援教育を所管する教育部局と福祉部局・療育等福祉機関との連携がますます重要となっている。このため、「トライアングルプロジェクト」等の進捗も踏まえつつ、各自治体における教育委員会（学校）と福祉部局（障害児通所支援事業所等）との関係構築を促すとともに、厚生労働省の巡回支援専門員整備事業など、幼稚園も活用できる様々なリソースを積極的に活用できるよう、各事業の実施にあたっての情報の共有・発信方策を含めた連携体制を構築すべきではないか。その際、教育委員会は、幼児教育における特別支援教育の充実のため、私立幼稚園や保育所、認定こども園も対象とした取組を行うべきではないか。

(保護者への支援等家庭との連携の充実)

- 発達障害を含む障害のある子供にとって、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要であるが、早期発見・早期支援等の取組を進めるためには、保護者の理解が不可欠である。このため、このような取組を進めるに当たっては、保護者が障害や自らの子供の発達に対する理解等を深められるよう、保護者への支援等家庭との連携の充実が必要ではないか。

<議論の整理（案）>

- 幼児教育段階においても特別な支援を要する幼児の増加傾向は明確であり、一層の早期発見・早期支援が求められている。その中で、1歳6か月児健診及び3歳児健診、あるいは一部の自治体で行われている5歳児健診などの保健・福祉部局等における縦断的な取組との密接な連携や保護者への支援等家庭との連携が重要である。
- 幼稚園における特別支援教育を推進するための人的体制等は必ずしも十分でない部分があり、園内体制・外部専門家等の充実とともに、特に、幼児教育の観点から特別支援教育を充実するために教諭や特別支援教育支援員の資質向上に向けた研修機会の向上が期待される。
- 小学校への円滑な接続の観点から、自治体や教育委員会のリーダーシップのもと、関係者間の情報共有の一層の強化が求められる。その際、ICTによる情報共有・活用を推進するとともに、幼児期から青年期までの切れ目ない支援体制構築をより一層意識する必要がある。
- 幼児教育段階からの一貫した支援を充実する観点から、福祉・医療・家庭との一層の連携が重要である。「トライアングルプロジェクト」等の進捗も踏まえつつ、各自治体における教育委員会（学校）と保健・福祉部局（障害者通所支援事業所等を含む）との関係構築の促進とともに、特に巡回支援専門員整備事業など、各事業情報の共有・発信方法の工夫と、幼児教育施設のリソースを積極的・効果的に活用することが求められる。

(2) 高等学校段階における障害のある子供の学びの場の在り方

【現状】

- 高等学校段階における、障害のある子供の学びの場としては、特別支援学校高等部のみならず、高等学校や高等専修学校など多様な状況にある。
- 高等学校段階における特別支援教育として、高等学校では、平成30年度から通級による指導が行われており、令和元年度は全都道府県で732人を対象に実施されている。
実際、高等学校入学者選抜において障害のある生徒に対して配慮を行った学校数は着実に増加しており、高等学校入学者の中にも一定の特別な配慮を必要とする生徒が存在している。
※ 公立高等学校入学者選抜において障害のある生徒に対して配慮を行った学校数
1,301校（平成26年度入学者選抜） → 2,020校（平成30年度入学者選抜）
- 高等学校教育が単位制を前提としており、学校設定科目などにより柔軟な教育課程の編成が可能となっていることなどから、特別支援学級を置けると学校教育法上規定されているものの、施行規則において、特別の教育課程を定めることができる対象校種にされていない。（現実に特別支援学級を設置する例はない。）
- 特別支援学校在籍者については、特に知的障害を中心に、中学部段階から多くの在籍者（知的障害中学部在籍者数27,198人、知的障害高等部在籍者数64,224人（H30））がいる状況である。
- 特別支援教育に係る研修が免許状更新講習で必修化され10年経過したり、現職研修等の取組により相当数の高等学校教員にも特別支援教育についての基礎的な理解は進みつつあるが、一方で、一般に高等学校の教員の特別支援教育にかかる専門性の確保については、小中学校以上に課題があると考えられる。
- 特別支援学校高等部においては、就労に向けた取組が充実しているが、大学等への進学に関しては取組を充実させつつある。他方、高等学校においては、障害のある生徒の就職・就労に向けたきめ細かな取組には課題がある。

【会議で出された意見等】

● 高等学校で実施されるべき特別支援教育とはどのようなものであるべきか。

- インクルーシブ教育システムによる特別支援教育の推進の観点から、特別支援学校高等部と、高等学校で行われる特別支援教育がそれぞれ果たすべき役割はどのようなものであると考えるべきか整理が必要である。特に、特別支援学校以外に在籍する特別な支援を必要とする生徒の状況について、より詳細に把握すべきではないか。

- 文部科学省の指定を受けて事業を実施する中で、これまでは「困った生徒」とすぐに捉えがちだったが、発達障害に関する知識や配慮等についての正しい理解や認識を深める研修を通して、「困っている生徒」というように、本当の意味で教職員の意識が変わった。この変化には一定の時間がかかるが、重要なものである。
- 高等学校の普通科においては、特別支援教育に係る認識を深める研修等の機会も少ないところではあるが、まず、目の前のいろんな課題を持った生徒たちを見いだし、理解し、課題解決に向けて寄り添っていくような形でアプローチをしていくことがスタンダードである。また、ちょっとした工夫や観察、配慮が極めて重要であり、そのためには、特別支援教育に関する専門性をもつ教職員が中心となって、高等学校全体として取組を共有することが必要である。

● 制度化された高等学校通級指導の評価について

- 高等学校の通級による指導が成果を上げているケースは、校内支援体制の一つである特別支援教育コーディネーターが機能している学校である。また、課題としては、中学校で通級による指導を受けていた生徒がそのまま高等学校に進んで、そこで通級による指導を受けるときの引継ぎを含むその連携に課題がある。
- 高等学校の通級による指導は制度の本格実施からまだ2年であり、徐々に認知度が上がりつつあるが、制度の存在やその成果がまだ十分に知られておらず、通級による指導の存在を踏まえて進学してくる生徒は必ずしも多くない。一方、設置校が少なく地域的に偏在している場合が多いことや、加配教員の配置がぎりぎりまで決まらないことなどで、設置者側も積極的に周知できない側面もある。
- 高等学校で通級による指導を高校生が積極的に捉えて頑張ろうとするかは、小学校や中学校で受けてきた通級による指導に対するその子供のイメージ、例えば、どのような満足感や達成感、意義を感じているかに左右される。小学校や中学校からの前向きな積み重ねが重要である。

● 公正に個別最適化された学びの実現について

- 高等学校においては、特別支援学級を置くことができると学校教育法上規定されているが、施行規則において、特別の教育課程を定めることができる対象校種にされていない点をどう考えるか、学校段階間における切れ目ない特別支援教育を進めていく観点からも、高等学校におけるスクール・ミッションを再定義する上でも重要である。一方、現行制度においても、生徒自身の状況に応じて、少人数による授業を受けられるようにするなど、公正に個別最適化された学びを実現できるよう配慮することも重要である。
- 高等学校の定時制などには特別な支援が必要な生徒が多く在籍しているが、その生徒は、基本的には障害のない生徒と一緒に授業を受けていることが多い。一方で、生徒の学習の習得状況等を考慮し、別室に取り出しという形で個別指導を行うこともある。障害のない生徒が障害のある生徒と共に学ぶことで、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会になっているなど、大きな意義を有するものである。

(参考) 学校教育法 第八十一条 (略)

2. 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者

- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者

で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

3. 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

学校教育法施行規則

第一百三十七条 特別支援学級は、特別の事情のある場合を除いては、学校教育法第八十一条第二項各号に掲げる区分に従って置くものとする。

第一百三十八条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

● 特に、知的障害を有する生徒の学びの場についてどう考えるか。(特に22条の3には至らない障害の程度の生徒の学びの場について)

- 現状は、高等学校において、発達障害のほか知的障害を併せ有していると推測される生徒は少なくないと考えられる。その場合、知的障害の程度が比較的軽い者は、障害による学習上又は生活上の困難を改善するための通級による指導の効果が期待できると学校で判断され、実際に通級による指導を受けているケースがあるように思われる。
- 高等学校において、知的障害のある生徒を特別な入試方式等で受け入れている先行事例や、その評価方法の現状について、十分に把握はなされていない。
- 他方、職業に特化した特別支援学校高等部を中心に、入学者選抜が行われているケースもあり、高等学校との制度的差異は何か、整理が必要である。
- ある県の中学校の特別支援学級の卒業生は1年間に900人前後であるが、二、三百人程度が高等学校に進学している現状を踏まえ、特別支援学級に在籍する生徒の義務教育終了後の進路選択に向けたキャリア教育や進路指導の充実が求められている。
- 高等学校に進学した発達障害等のある生徒に対する多様な進学や就職を実現するためのフォロー体制が十分ではないため、高等学校と高等教育機関、地域の労働や福祉等の関係機関と、十分に連携・協力し、フォローアップする仕組みや情報共有システムの構築が必要である。
- 公正に個別最適化された学びの実現に向けて、その効果等を分析可能なものとするためには、学びの履歴を電子化することが有効であり、安全安心に蓄積されたビッグデータを分析・研究できるようにするための全国的なICT環境整備が必要ではないか。

● 高等学校に障害のある生徒を受け入れるにあたっての必要な配慮事項等について

- 中学校から高等学校、高等学校から進路先等への切れ目ない支援をつなげるための高等学校における支援体制の強化が望まれている。
- 高等学校においては、障害当事者である生徒や家族に自己負担が過度に強いられている現状があり、後期中等教育段階の学校として、小学校、中学校と同じような水準で必要な支援や合理的配慮が得られるようにすべきである。その際、基礎的環境の整備との一体的改善・充実

が求められている。

- 授業に限らず、学校生活全般をユニバーサルデザイン化し、そのうえで個別具体的に合理的配慮が得られるようにしたり、ICTの積極的な活用を行い、障害のある生徒だけでなく、障害のない生徒にとっても学びやすい授業づくりに努めたりしていくことで、授業のみならず様々な点でメリットが生じてくる。このようにして、教職員も生徒もお互いを認め合い、成長し合いながら、卒業後の持続可能でより良い社会を共につくる視点を醸成していくことが大切である
- 障害のある生徒の将来について、就職・就労し、社会の一員として自立していく視点だけでなく、Society5.0の実現に向けて、例えば、ICTを駆使することで、時間や空間を超えた知的生産活動や社会起業的活動など、新しい時代に未来を切り拓くことのできる可能性が広がってきており、多様な進路に対応した高等学校での特別支援教育が展開できるよう、多様な将来に対応した教科・科目等の選択が可能となる仕組みの構築が必要である。

● 高等学校教員の特別支援教育に係る専門性の向上について

- 高等学校には、特別支援教育に知見のない教員が特に多い印象があり、特別支援学校への研修や人事交流等を通じて、知見を得て、様々な教育に生かしていくことが必要である。
- 発達障害や知的障害など障害のある生徒が在籍する高等学校では、特別な配慮が必要な子供に対して、学ばせることに困難性があることがあり、授業の工夫が求められる。高等学校では、平成30年(2018年)3月に公示された高等学校学習指導要領において、障害のある生徒等の「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要があることが示されており、今後、学級担任や教科担任間で生徒の情報を共有し、それらを踏まえた授業改善に取り組むことが重要である。

● 障害のある高校生の就労支援や、高等学校段階における教育と福祉と雇用の連携について

- 就職・就労していく上で、高等学校段階における学校選びで迷いや悩みを有する生徒や保護者が多いのが現状である。
- 高等学校において、長期インターンシップや起業体験、様々な資格取得のための実習などを単位化したり、学校教育が福祉や雇用につながった多様な取組を教育課程として積極的に認めるなど、柔軟な教育課程を編成できる仕組みづくりを模索し、学校の魅力化に努める必要がある。
- 社会の変化に対応した機会提供があるのではないかと。具体的には、働き方に合わせて通勤型ではなく在宅みたいなものも踏まえた実習があってもいいのではないかと。
- 就職・就労にあたり、学力はあり、ICTを含めて知識は十分あっても、それを活用する段階で困難さを感じている生徒が多い印象がある。学校や家庭において、普段から身近に活用することを意識させるような教科等横断的な指導や、外部の人材活用を考えるべきではないか。
- 進路先のマッチングというと職内容やそこで求められるスキル(技能)に着目しがちであるが、進路選択の際には、生徒自身がどのような環境であれば働く喜びを感じるのかといった自己実現の観点から進路先を選んでいくことが大切である。
- 就職・就労にあたり、生徒自身が自分の障害の状態や特性等を踏まえ、職場環境に必要な工夫や配慮について知っていることや、ただ頭で知っているだけではなく、実際に自分で経験し、

成功体験を得ていることが重要である。自分はこの工夫や配慮ができればできる、という自信を自分でもてるようにすることが大切である。こうした取組は、合理的配慮についての意思の表明や、合意形成を図っていくための対話などの必要性の理解を深めることにもつながるものである。

- 外に出て働くためには、コミュニケーション能力がとても大切である。外部とのコミュニケーションを通して、短期間で飛躍的に個人のコミュニケーション能力を高めることができる。キャリア教育の中でも外部とのコミュニケーションをより多く取り入れていくということをもっと推進してほしい。
- もう少し早い段階から、障害者雇用に関する保護者に対する企業就労への情報提供を積極的に行うべきではないか。
- 教育現場における個人の適性や特性、思考性に関する情報というのは、企業に就職した後、社員にとって何よりも財産になると思われるが、なかなかその連携はなされていない。適切な情報管理をしつつ、社会に出るまでの情報の蓄積や、社会に出た後の進路先との情報共有及び進路先での支援体制構築までの仕組みづくりを促進すべきである。
- 障害者の就労については、学校という場のみでは限界があり、関係機関間で連携を深めるとともに、学校でやることと、あとは福祉や労働部局でやれることの役割分担が必要。また、障害者が所在する基礎自治体と高等学校等がつながる仕組みも見える化する必要がある。
- 働く上での動機付けという意味では、余暇支援というのも非常に重要である。就労支援という点と能力開発の方に目が行きがちであるが、定着支援をしていく中で、余暇支援をした結果定着率が高まったという実態があった。そういった余暇支援という部分も就労支援という観点では重要であるが、学校でするのか、福祉でするのか役割分担が必要である。
- 高等学校段階から福祉とのつながりをより強くもつことが必要である。学校が福祉について、福祉が学校について理解するため、地域によっては連携協議会を設けてるところもあるが、より多くの地域でそういったことができるとよい。
- 高等学校段階での就職・就労の充実だけではなく、むしろ小学校や中学校、特別支援学校小学部・中学部段階でのキャリア教育・進路相談の充実が重要である。中学生は将来どうなっていくのかという、保護者も含めて、先行きがなかなか見えないような状況があるので、個々の進路ケースと、そのプロセスにおいて必要なキャリア教育や関係機関との連携の在り方や充実に向けた取組が必要である。
- 高等部卒業後、進路先も生徒それぞれであり、休日が合わないなど働き方もバラバラなため、今まで続けていた部活動等と徐々に離れてしまい、友人同士のつながりも薄れていき、非常に孤立した関係性の中で生活することになり、働くことに力が注げなくなっていくこともある。生涯学び続ける人間になるための基礎的な資質・能力を育むのが高等学校教育であり、社会に出た後も学び続けることは重要である。よって、高等学校教育を基礎に、卒業後の余暇活動につなげたり、生涯学習への意欲の向上を持続したりするため相談や連携が図れる体制や環境づくりが重要である。
- 高等学校の問題も同じで、知的障害の生徒や、発達障害の生徒が一番不安になるのは就職先が決まる時期である。就職先が決まらないうちは、高等学校とその地域の特別支援学校とが連携し、その生徒にマッチングできるような就労先を案内したり、実習に連携して関わったり、フォローアップしたりするような仕組みがあればよい。このように地域の小中学校、高等学校と特別支援学校との連携の中で、生徒の情報を共有していくことが重要である。これは現行制度の中でも、ある程度対応できるはずである。

- 一部の都道府県の特別支援学校の高等部は、就労を非常に重視している。障害者雇用率や雇用枠、熱心な進路指導などの成果もあり、特別支援学校高等部の就労が保護者等に評価されていると思われる。

<議論の整理（案）>

- 平成30年度から制度化された高等学校における通級による指導は着実に広がりを見せているが、設置校数や地域的に偏在性の問題などから、通級による指導を必要とする生徒のニーズを満たしている状況とは言えない。また、教員の資質や専門性の向上についても課題がある。
- 一方で、一部の地域で高等学校の特性化、多様化の一環で、障害のある生徒を積極的に受け入れ、さらなる進路につなげている取組が見られる。これは、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること等を目標にした高等学校教育において重要な取組であり、高等学校教育の中で、こうした取組が一層進捗するよう、生徒自身の進路に対するニーズや学習の状況に応じて、より多様なコース制を導入し選択できるようにしたり、教科・科目を設定し選択できるようにしたりなどの配慮を進めるべきではないか。
- また、卒業後の進路に関しては、高等学校、特別支援学校高等部いずれにおいても、個々の障害のある生徒の能力や適性に応じた進路が確保されるよう、さらなる教育と福祉、産業界との連携を進めることが必要である。特に、現在の社会において必要とされるICTなどに関する技能を、高等学校等の段階で習得できるようにする必要がある。また、就職・就労の形態についても、従来の事業所に通勤・通所する形態のみならず、在宅での労働などの形態についても視野に入れた進路指導や実習等が行えるよう、高等学校と特別支援学校の連携など教育機関間の連携や、障害者の就労支援機関等に加え、企業を巻き込んで、地域全体で障害者の雇用への移行を支えるような配慮が必要である。
- 就職後の定着に向けて、さらなる在籍校と福祉機関が連携した取組のほか、高等学校教育段階で社会に出て学び続ける姿勢を身に付けさせるとともに、卒業後は、本人が就職後の生涯学習や余暇活動を充実させ、孤立しないようにする必要がある。